

玉野市消防告示第1号

玉野市消防本部所有自動体外式除細動器（AED）貸出要綱を次のように定める。

令和5年5月26日

玉野市消防長 井上 潤一

玉野市消防本部所有自動体外式除細動器（AED）貸出要綱

（目的）

第1条 この要綱は、本市で開催される各種イベント等において、参加者が心肺停止状態に陥った際の救急救命活動に備えるため、主催する団体の代表者等へ自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を貸出すことにより、救命率の向上を図り、安全で安心なまちづくりを推進することを目的とする。

（貸出機器）

第2条 この要綱により貸出す機器は、玉野市消防本部が所有する貸出用AED（1台）とする。

（対象イベント等）

第3条 AEDの貸出対象となるイベントは、市内で開催され、市民を含む複数の者（おおむね10名以上）が参加するスポーツ競技その他の各種イベント等とする。

（貸出対象者等）

第4条 AEDの貸出しを受ける対象者は、前条に定めるイベントを主催する、公益を目的とする活動を行っている団体の代表者または、その他玉野市消防本部が必要と認めた者（以下「借受者」という。）とする。

（貸出の要件）

第5条 借受者は当該イベントの期間中、次のいずれかに該当する使用責任者を設置しなければならない。

（1）医師等の医療従事者

（2）AEDを使用した普通救命講習、または同等の心肺蘇生法講習を修了しておりその証明証等の提示ができる者。

（貸出期間）

第6条 AEDの貸出期間は、当該イベントの開催期間とする。

（貸出の申請）

第7条 借受者は、原則として貸出しを受けようとする日の3ヵ月前から2週間前の日までに玉野市消防本部所有自動体外式除細動器（AED）貸出申請書（第1号様式）を消防本部に提出しなければならない。

（貸出の決定）

第8条 消防本部は、借受者から前条の申請を受理したときはこれを審査の上、貸出しの

可否を決定し、玉野市消防本部所有自動体外式除細動器（AED）貸出申請書審査結果通知書（第2号様式）により通知をするものとする。

（貸出等）

第9条 借受者は、玉野市消防本部へ来部し、AEDが正常作動する状態であることを確認して借り受けるものとする。

2 借受者がAEDを返却するときは、玉野市消防本部へ来部し、AEDが正常作動する状態等の点検を受けて返却するものとする。

（貸出中の管理）

第10条 借受者は、AEDを常に良好な状態で保管するとともに、機器の特殊性に配慮した管理に努め、また、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

（1）AEDは、取扱説明書によって適切に使用すること。

（2）AEDを処分、または目的外に使用しないこと。

（3）AEDを転貸、または譲渡しないこと。

（4）AEDの盗難防止に努めること。

（実績報告）

第11条 借受者は、AEDを返却する際に、玉野市消防本部所有自動体外式除細動器（AED）使用実績報告書（第3号様式）を提出しなければならない。

（経費）

第12条 AEDの貸出しは、無償とする。

2 貸出期間中における貸出用AEDの運搬及び維持管理に要する経費は、借受者の負担とする。

また、貸出期間中、貸出用AEDを傷病者に対して使用した場合の、使い捨てパッド等の更新は、借受者の負担において行うこと。

（損害の賠償）

第13条 故意または過失によってAEDを紛失し、破損または消耗させた場合には、借受者は速やかに玉野市消防本部所有自動体外式除細動器（AED）破損等報告書（第4号様式）を消防本部に提出するとともに、AEDを原状に復し、またはその相当額を弁償しなければならない。

（貸出の中止・返還）

第14条 消防本部は、次の各号に該当するときは、第6条の規定にかかわらず、AEDの貸出を中止し、返還させることができる。

（1）借受者がAEDを使用しなくなったとき。

（2）借受者が本要綱に違反したとき。

（3）消防本部が特に必要と認めたとき。

（損害賠償責任）

第15条 消防本部は、AEDの誤った使用等により生じた事故に対して、一切の責任を負わない。

附 則

この要綱は、令和5年5月26日から施行する。